

# 1 番館デイセンター 重要事項説明書 (指定通所介護事業・第1号通所事業)

通所介護の提供に当たり、運営規程の概要や提供されるサービスの内容等の重要事項について次のとおり説明します。

## 1 事業者概要

|        |                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人ケア21                                                      |
| 代表者の氏名 | 理事長 倉林 雅人                                                       |
| 法人所在地  | 高山市新宮町1054番地3                                                   |
| 電話番号   | 0577-36-0021                                                    |
| ホームページ | <a href="https://www.care21.or.jp">https://www.care21.or.jp</a> |

## 2 事業所の概要

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 事業所名称   | 1 番館デイセンター             |
| 事業所番号   | 2172700557             |
| 事業所所在地  | 高山市新宮町1054番地3          |
| 管理者の氏名  | 施設長（管理者） 寺境 信弘         |
| 電話番号    | 0577-36-0021           |
| FAX番号   | 0577-36-1121           |
| メールアドレス | care21@poppy.ocn.ne.jp |

## 3 事業の目的及び運営方針

|       |                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所介護事業・第1号通所事業を提供することを目的とします。                                                                                                  |
| 運営の方針 | 通所介護計画等に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。 |

## 4 職員体制

|         |      |
|---------|------|
| 職種      | 員数   |
| 管理者     | 1人   |
| 生活相談員   | 1人以上 |
| 看護職員    | 1人以上 |
| 介護職員    | 6人以上 |
| 機能訓練指導員 | 1人以上 |

## 5 利用定員 40名とします。

## 6 営業時間

|      |                                              |
|------|----------------------------------------------|
| 営業日  | 毎週、月曜日から土曜日までとします。<br>ただし、12月31日から1月3日を除きます。 |
| 営業時間 | 8時30分から16時00分までとします。<br>ただし、希望に応じて延長などもあります。 |

- 7 サービスの内容及び利用料 別紙サービス内容説明書のとおりとします。
- 8 通常の事業の実施地域 旧高山市（平成17年の合併前の高山市）とします。
- 9 サービス利用に当たっての留意事項

|             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| 健康状態等の連絡    | ご自身の体調について事前にご連絡ください。                     |
| 迷惑行為等       | 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。                    |
| 宗教・政治・営業活動  | 宗教活動、政治活動、営業活動、暴力・暴言等はご遠慮願います。            |
| 酒類、危険物、ペット類 | 持ち込みはお断りします。                              |
| 所持品の管理      | 自己管理を原則とします。<br>必要以上の金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。 |
| ハラスメント      | 職員に対してハラスメントをされないようお願いします。                |

#### 10 緊急時の対応

- (1) 事業所は、サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の家族や主治医等への連絡を行うとともに、連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、居宅介護支援事業者、県及び市等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

#### 11 非常災害対策

- (1) 非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者及び災害等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。
- (3) 緊急時指定避難場所

| 施設名        | 住所        | 地震 | 土石流 | 急傾斜 | 洪水 |
|------------|-----------|----|-----|-----|----|
| 新宮小学校      | 新宮町2635-2 | ○  | ○   | ○   | ○  |
| 県立木工芸術スクール | 匠ヶ丘町1-123 |    | ○   | ○   | ○  |
| 崇教真光第2神殿   | 山田町1515-1 | ○  | ○   | ○   | ○  |
| 高山西高校      | 下林町353    | ○  | ○   | ○   |    |

#### 12 衛生管理等

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じます。

#### 13 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

#### 14 秘密保持

事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とします。

ただし、サービス担当者会議等の介護サービスの円滑な提供に必要な最小限度の情報を、事前に同意を得て、県、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の介護保険事業者等に提供することがあります。

## 1 5 苦情受付窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情、相談がございましたら、下記までご相談ください。責任をもって調査、改善等の対応をさせていただきます。

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会福祉法人ケア 2 1                     | 受付時間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分<br>(月曜日から土曜日)<br>ご相談方法：電話 0 5 7 7 - 3 6 - 0 0 2 1<br>F A X 0 5 7 7 - 3 6 - 1 1 2 1<br>メールアドレス care21@poppy.ocn.ne.jp<br>苦情受付担当者：生活相談員 山際早織理・下谷幸聖・南智子<br>島ノ上美香<br>苦情解決責任者：施設長 寺境信弘<br>第三者委員：野崎加世子 電話 0 8 0 - 6 9 2 2 - 3 2 4 8<br>藤田敏幸 電話 0 5 7 7 - 3 4 - 4 7 5 3 |
| 高山市役所高年介護課                       | 電話 0 5 7 7 - 3 5 - 3 1 7 8                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 岐阜県国民健康保険団体<br>連合会介護保険課苦情相<br>談係 | 電話 0 5 8 - 2 7 5 - 9 8 2 6                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 岐阜県運営適正化委員会                      | 電話 0 5 8 - 2 7 8 - 5 1 3 6<br>メールアドレス tekisei@winc.or.jp                                                                                                                                                                                                                                         |

## 1 6 虐待防止等

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。
- (2) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを県及び市町村に通報します。
- (3) 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

## 1 7 記録の保存と閲覧

- (1) サービス提供の記録は、これを完結した日から 5 年間保存します。
- (2) 記録の閲覧及び実費での写しの交付が利用者本人及び家族に限り可能です。

## 1 8 家族等への連絡

希望があった場合は、利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも行います。

## 1 9 損害賠償

- (1) 当施設の責任の場合、当施設は利用者に対して誠意を持って対処するものとします。
- (2) 利用者の責任によって当施設が損害を被った場合、利用者及び家族は連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。
- (3) 損害保険には加入済みです。利用者及び家族から問い合わせがあった場合は、その保険内容について情報を開示します。

## 2 0 その他運営に関する重要事項

- (1) 職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。
- (2) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為（利用者及び家族によるハラスメント）により職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。
- (3) 事業所で提供しているサービスの内容や課題等についての第三者評価は行っていません。

令和    年    月    日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

|     |       |                     |
|-----|-------|---------------------|
| 事業所 | 住所    | 高山市新宮町 1 0 5 4 番地 3 |
|     | 事業所名  | 1 番館デイセンター          |
|     | 説明者氏名 | 印                   |

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

|     |    |   |
|-----|----|---|
| 利用者 | 住所 |   |
|     | 氏名 | 印 |

|     |    |   |
|-----|----|---|
| 代理人 | 住所 |   |
|     | 氏名 | 印 |